

製品情報シート

会社名：株式会社 GSユアサ

住所：〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町 1

部署：産業電池電源事業部 産業電池生産本部 品質保証部

緊急連絡先：TEL 075-312-0702

FAX 075-312-0379

作成日：平成 27 年(2015 年) 12 月 25 日

最終改訂日：平成 30 年(2018 年) 10 月 24 日

【製品名】（化学名, 商品名）： EB形鉛蓄電池(EB25～160)

【物質の特定】 単一製品・混合物の区別： 混合物

構成成分（部品名）	含有率（約質量%）	CAS 番号
鉛及び鉛化合物（極板）	60～75%	7439-92-1
アンチモン（極板）	1～2%	7440-36-0
砒素（極板）	0.1%以下	7440-38-2
バリウム化合物（極板）	0.3%以下	7727-43-7
希硫酸[約 40%]（電解液）	20～30%	7664-93-9
ABS あるいは PP 樹脂（電槽・ふた）	3～10%	9003-56-9,9003-07-0
ガラス繊維（隔離板）	1～3%	—
真ちゅう及びその他金属	1%以下	—
ABS あるいは PP 樹脂（その他樹脂）	1～5%	9003-56-9,9003-07-0
エポキシ樹脂, ゴム（その他樹脂）		—

【危険・有害性の分類】

分類の名称： 分類基準に該当しない。

危険性： 充電をすると水素ガスおよび酸素ガスが発生し、火気を近づけると引火爆発の危険がある。

有害性： 電解液を皮膚につけると火傷をしたり、目に入ると失明をしたりすることがある。

環境への影響： 電解液で濃度の高いものは生物に影響を及ぼすことがある。

【応急処置】

電解液を吸入した場合： 新鮮な空気の所に移し、医師の治療を受ける。

電解液を飲み込んだ場合：

ただちに口の中を多量の清水で洗ったのち、清水を多量に飲ませ、速やかに医師の治療を受ける。

電解液が皮膚へ付着した場合：

ただちに多量の水で洗い流し、石けんで十分洗い、火傷のおそれがある場合は早急に医師の治療を受ける。

電解液が目に入った場合：

ただちに多量の清水で洗眼し、速やかに眼科医師の治療を受ける。

【火災時の措置】 消火方法：粉末消火剤，泡消火剤，不燃性ガスの消火器で消火する。

【電解液流出時の処置】 重炭酸ソーダ又は消石灰で中和し，多量の水で洗い流す。
(保護眼鏡，保護手袋，保護長靴を着用すること)

【取り扱いおよび保管上の注意】

取り扱い： 蓄電池を分解，改造，端子間ショートさせない。
蓄電池に火気を近づけたり火の中に放り込んだりしない。
蓄電池は重量物として取り扱うこと。
充電は通気口を設け，換気の良いところで行うこと。

保管： 高温，高湿，雨露，直射日光を受けるところや火気，有害なガス，液滴，粉塵の発生，侵入および水没のおそれのない場所で保管すること。

【暴露防止措置】 適用なし。

【物理／化学的性質】 蓄電池は適用なし。

部品(参考)	希硫酸(比重 1.30 の場合)	鉛	PP樹脂
外観	無色透明の液体	銀白色の固体	固体
比重	1.30	11.3	0.90～1.10
沸点	114℃	1740℃	—
融点	-40℃以下	327℃	125℃以上
凝固点	-56℃	—	—
蒸気圧	1.8kPa(25℃)	0.1kPa(25℃)	—

【危険性情報】 危険・有害性の分類項に準じる。

【有害性情報】 危険・有害性の分類項に準じる。

【環境情報】 危険・有害性の分類項に準じる。

【廃棄上の注意】 国内の法令又は条例により処理すること。

【輸送上の注意】他の物質との混載はなるべく避けること。

転倒させたり落下させたりして、電解液が漏出しないよう取り扱うこと。

【適用法令】（硫酸）

毒物及び劇物取締法…劇物

労働安全衛生法…特定化学物質等第三類物質

危険物船舶輸送及び貯蔵規則…腐食性物質

消防法…消防活動阻害物質

【輸送に関する法】

（船積み）

本件電池は、UN2794（非防漏型）の危険品輸送に合致する。

国連分類番号：UN2794

クラス：8（腐食性物質）

容器等級：－

（USA 及びカナダでの内陸輸送）

USA 運輸省規則により、電池本体もしくは梱包への適切な出荷品名は “Batteries, wet, filled with acid ” と記載されなくてはならない。

【適用規格】 該当なし。

【その他の情報】

- 蓄電池構成物質の次のものは、各々の法令の対象物（○印）として記載されています。

構成成分	水質汚濁防止法	（毒劇法）	（安衛法）	（鉛中毒則）	（危規則）	港則法	航空法	消防法
硫酸	－	○	○	－	○	○	○	○
鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○
アンチモン及びその化合物	－	－	－	－	○	－	○	○
ひ素及びその化合物	○	○	○	－	－	－	－	○

（毒劇法）：毒物及び劇物取締法 （安衛法）：労働安全衛生法

（鉛中毒則）：鉛中毒予防規則 （危規則）：危険物船舶運送及び貯蔵規則

- 蓄電池構成物質の次のものはPRTR(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)の対象になります。

物質名	政令番号	指定化学物質
鉛	304	第一種指定化学物質
鉛化合物	305	特定第一種指定化学物質
アンチモン及びその化合物	31	第一種指定化学物質
砒素及びその無機化合物	332	特定第一種指定化学物質

- 下記物質は TSCA(米国の毒性物質規制法)でリストされています。

構成物		CAS No.	TSCA でのリスト
電解液	硫酸(H ₂ SO ₄)	7664-93-9	リストされている
無機鉛化合物	鉛(Pb)	7439-92-1	リストされている
	二酸化鉛(PbO ₂)	1319-60-0	リストされている
	硫酸鉛(PbSO ₄)	7446-14-2	リストされている
	アンチモン(Sb)	7440-36-0	リストされている
	バリウム(Ba)	7440-39-3	リストされている
	砒素(As)	7440-38-2	リストされている

- California Proposition 65

Battery posts, terminals and related accessories contain lead and lead compounds, and other chemicals known to the state of California to cause cancer and birth defects or other reproductive harm. Wash hands after handling.

(抄訳 米国カルフォルニア州においては、蓄電池の極柱、端子とアクセサリ類に含まれている、鉛、鉛化合物、及びその他化学物質は、癌や先天的欠損症または生殖への危害を引き起こす物質とされています。蓄電池取り扱いの後は手を洗って下さい。)

- RoHS 指令

鉛蓄電池に含有される鉛及び鉛化合物は、RoHS 指令の対象外である。

- 記載された内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成されており、以上の情報は新しい知見により改定されることがあります。全ての物質は、未知の危険性を呈する可能性があり、ここで示した危険性は起こりうる全ての危険性を網羅したものであるということを保証するものではありません。また、蓄電池を使用する前は、必ずコーションラベルの警告及び指示事項を読んで下さい。
- 蓄電池及び本 PIS の記載内容に関する質問がありましたら、別途弊社までお問い合わせください。

以上